第１６号議案

　　品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和３年２月１７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例の一部を改正する条例

　品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例（平成７年品川区条例第１３号）の一部を次のように改正する。

」

　第１６条第１項中「年５パーセントの割合」を「法定利率」に改め、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　延滞金の計算に係る利率は、最初に延滞が発生した時点における法定利率による。

　　　付　則

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

２　改正後の第１６条第１項の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの決定を受けた品川介護福祉専門学校修学資金（以下「修学資金」という。）について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた修学資金については、なお従前の例による。

　（説明）民法が改正されたことを踏まえ、品川介護福祉専門学校修学資金の償還に係る延滞金の計算に関する利率を見直す必要がある。